

## 第二次徳島県再犯防止推進計画 課題解決に向けた取組

## 第 1 就労・住居の確保のための取組

## 1 就労の確保

## 課題

- ・社会生活への適応力が低い、あるいは対人スキルに乏しく人間関係のトラブルや些細な失敗で離職し、就職や就労を継続することが難しい人がいること。
- ・一般就労と福祉的就労の狭間にあつて、人とのコミュニケーションが得意等の理由で職場環境にうまく対応できず、就労支援に特別の配慮が必要な人がいること。
- ・高齢や障がいなどの理由により、就労が難しい者がいること。
- ・徳島刑務所の受刑者の多くが県外出身者のため、就労の支援に限界があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和 7 年度の取組	令和 8 年度の取組 (予定)
P8	「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。	消費者政策課	徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施している。 (R7年12月現在 支援実施件数34件)	引き続き、徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施予定。
	とくしまジョブステーションにおいて、駅のハローワークと連携しながらニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努めます。	労働雇用政策課	関係機関と連携し、ニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努めた。	引き続き、関係機関と連携し、ニーズに応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施し、就労の促進に努める。
	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業を実施します。 また、犯罪をした人等には、心身に障がいを抱える者や高齢者等も含まれるため、関係機関との連携を密にし、アウトリーチによる訪問支援や同行訪問を行うなど、複合的な課題を解決するとともに、就労訓練先となる事業所の開拓など、就労自立に向けた取組を実施します。	地域共生推進課	就労先が見つからない・収入が少なく生活に困窮する方に対し、就労訓練などの支援を実施。また、障がい等の個々の事情に応じ、アウトリーチによるきめ細やかな支援を実施することで新規就労とその定着に努めた。	引き続き生活困窮者への就労支援に努めることで、対象者の生活の安定・自立を図る。
	建設工事競争入札参加資格において、協力雇用主として登録を受けている事業者を新たに評価し、令和9年度の格付けから適用します。	建設管理課	「令和7年度 入札・契約制度の改正」に反映し、制度導入の周知を行った。	引き続き、周知を行うとともに、事業者からの申請に基づき、令和9年度の格付けに反映する。

## 2 住居の確保

## 課題

- ・更生保護施設で生活する者の中には退所時に、安定した住居を構えることができない者がおり、特に高齢障がい者についてはより厳しい状況にある。
- ・高齢や障がい、病氣などにより就労が困難なため経済的基盤が不安定であり、家賃支払能力等に不安がある場合や、保証人の確保ができないこと等の理由により、民間賃貸住宅への入居が困難な場合があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和 7 年度の取組	令和 8 年度の取組 (予定)
P10	県営住宅について、年4回の定期募集に加えて随時募集を実施することなどにより、住宅確保要配慮者の入居の機会確保に努めます。	住宅課	刑余者を含む住宅確保要配慮者に対し、公募を通じた入居機会を継続的に提供した。要配慮者には連帯保証人を不要とするなどの配慮を行い、円滑な社会復帰の基盤となる住居の確保を支援した。	刑余者を含む住宅確保要配慮者に対し、公募を通じた入居機会を継続的に提供する。要配慮者には連帯保証人を不要とするなどの配慮を行い、円滑な社会復帰の基盤となる住居の確保を支援する。
P11	犯罪をした者等については、住宅セーフティネット法の対象となる住宅確保要配慮者として、住宅の供給に取り組みます。 また、入居前や入居後の支援を行う居住支援法人の役割は重要であり、令和2年2月に指定済みの東京都所在の居住支援法人に加えて、令和6年4月に新たに県内所在の居住支援法人を指定したところですが、今後とも、セーフティネット住宅の登録及び居住支援法人の指定に努めます。 さらに、居住支援協議会等を通じ、犯罪をした者等への事業者等の理解が深まるよう、居住支援に関する情報共有を進めます。	住宅課	セーフティネット住宅の登録及び居住サポート住宅の認定について、より一層の推進を図っていくとともに、居住支援協議会等を通じ、事業者等の保護観察対象者への理解が深まるよう、居住支援に関する情報共有を行った。	引き続き、セーフティネット住宅の登録及び居住サポート住宅の認定について、より一層の推進を図っていくとともに、居住支援協議会等を通じ、事業者等の保護観察対象者への理解が深まるよう、居住支援に関する情報共有を進める。
	「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。(再掲)	消費者政策課	徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施している。 (R7年12月現在 支援実施件数34件)	引き続き、徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施予定。
	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて住居確保給付金を支給します。 また、自立相談支援機関に「住まいの総合相談窓口」を設置し、住まいに関する総合的な相談対応や入居前から入居後までの一貫した支援を実施します。	地域共生推進課	生活困窮者の住居確保への相談支援を行うとともに、就労先のない、収入のない方に対しては住宅扶助を含めた生活保護を実施。 また、今年度から住居のない方の一時受入れのためのシェルター事業を開始した。	引き続き、生活困窮者への住宅支援を実施するとともに、生活保護による住宅扶助など安定した住まいの確保に向けた支援を実施する。

第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1 高齢者及び障がいのある者に対する支援

課題

- ・高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉のニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
- ・福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
- ・支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、県、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関の更なる連携強化を図る必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P13	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を設置し、相談者の実情を把握した上、必要に応じて就労準備支援や就労訓練事業、住居確保給付金の支給を実施します。 また、保健・医療・福祉サービス等の支援制度や手続についての平易でわかりやすい言葉による細やかな周知を行います。	地域共生推進課	市町村の社会福祉協議会などに相談窓口を設置し、相談者の状態に合わせたスムーズな社会復帰が可能となるよう就労や住居確保のための支援を実施した。	引き続き、相談者が社会生活を継続できるよう関係機関と連携しつつ支援に努める。

2 薬物依存症者に対する支援

課題

- ・薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、矯正施設や保護観察所における改善更生に向けた指導や支援だけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、刑事司法関係機関や地域社会の保健医療機関、民間支援団体などが連携して、息の長い支援に取り組む必要があること。
- ・薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることの普及啓発や、薬物依存の問題を抱える者が地域で継続的に相談や治療を受けられるようにするための相談拠点や専門医療機関の拡充、医療従事者の育成等が重要であること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P16	薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため設置された「徳島県薬物乱用対策推進本部会議」を中心に関係機関が連携し、若年層に重点を置いた広報、啓発及び教育等を通じた全世代への薬物乱用未然防止を推進するとともに、薬物乱用者の社会復帰支援及び薬物関連相談窓口体制等の充実に努めます。	薬務課	・徳島県薬物乱用対策推進本部会議（令和7年7月18日）において、関係機関の活動状況や事業推進方針等について情報共有を図り、連携を推進した。 ・啓発資材等を活用して関係機関の薬物相談窓口等について周知を図っている。	・徳島県薬物乱用対策推進本部会議において、関係機関の活動状況や事業推進方針等について情報共有を図り、連携を推進する。 ・啓発資材等を活用して関係機関の薬物相談窓口等について周知を図る。
	徳島県薬物乱用防止協議会総会を開催し、県全体の活動方針を確認し、その方針を踏まえ、県下6地区の協議会総会で共有し、薬物乱用防止活動を推進します。 また、年間を通して協議会会員（薬物乱用防止指導員）による地域での薬物乱用防止活動を展開します。	薬務課	・徳島県薬物乱用防止協議会総会（令和7年4月24日）、6地区協議会総会（5月～6月）において活動方針を共有し、協議会会員（薬物乱用防止指導員）の薬物乱用防止活動を展開している。	・徳島県薬物乱用防止協議会総会、6地区協議会総会において活動方針を共有し、協議会会員（薬物乱用防止指導員）の薬物乱用防止活動を展開する。
	関係機関と連携し、小・中・高等学校等において、薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識の普及啓発に努めます。	薬務課	・徳島県警察本部や徳島県薬剤師会学校薬剤支部会等と協働で、小・中・高等学校等において薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識を普及啓発している。	・徳島県警察本部や徳島県薬剤師会学校薬剤支部会等と協働で、小・中・高等学校等において薬物乱用防止教室を開催し、薬物に対する正しい知識の普及啓発に努める。
	精神保健福祉センター内に相談窓口（とくしま依存症相談拠点）を開設し薬物乱用に悩む本人及び家族等からの相談に応じます。	精神保健福祉センター	・専門医による特定相談（依存症相談）を月2回実施。 ・センター職員による電話相談（休日祝日を除く平日午前9時～午後4時） ・自助グループの支援会議等に出席。	・専門医による特定相談（依存症相談）を月2回実施予定。 ・センター職員による電話相談（休日祝日を除く平日午前9時～午後4時） ・自助グループの支援会議等に出席。
	ダルクメンバーと関係者による支援協議やフォーラム打合わせ等の会議を開催します。	精神保健福祉センター	・ダルクメンバー及び関係者とのダルクフォーラム打合わせ等の会議（オンライン）への参加。	・ダルクメンバー及び関係者とのダルクフォーラム打合わせ等の会議（オンライン）への参加。
P17	依存症の医療体制の整備を進めるため、徳島県依存症専門医療機関選定要綱を策定し、アルコールや薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等が相談・診察を受けられる、依存症対策に取り組む体制の整った保険医療機関を登録・公表します。 薬物依存症を対象とする保険医療機関として、「社会医療法人あいざと会藍里病院」を依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として登録しているところ、今後も依存症専門医療機関及び依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を進めて参ります。 アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「徳島県依存症等対策推進会議」を開催し、関係機関の連携を強化します。	健康寿命推進課	・依存症の医療体制の整備を進めるため、徳島県依存症専門医療機関（藍里病院、第一病院、むつみホスピタル）、徳島県依存症治療拠点機関（藍里病院）を登録・公表している。 ・アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「徳島県依存症等対策推進会議」を開催し、関係機関の連携を強化した。	・引き続き、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を進める。 ・引き続き、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、「徳島県依存症等対策推進会議」を開催し、関係機関の連携を強化する。

### 第3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施のための取組

#### 1 非行の防止

##### 課題

・非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P18	徳島学院では、学校や家庭で適応が困難な18歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援します。	子ども家庭支援課	寮生活を通じて、規律正しい生活習慣や社会性を身につけられるよう生活支援を行うとともに、分校等との連携による学習支援及び関係機関と連携した体験交流・作業活動を行った。また、家庭との連携を大切に、退所後もアフターケアを行うことにより、児童の自立を支援した。	引き続き、寮生活を通じて、規律正しい生活習慣や社会性を身につけられるよう生活支援を行うとともに、分校等との連携による学習支援及び関係機関と連携した体験交流・作業活動を行う。また、家庭との連携を大切に、退所後もアフターケアを行うことにより、児童の自立を支援する。
	「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会（青少年育成フォーラム）を開催し、青少年の健全育成・非行防止に係る啓発に取り組みます。	男女参画・青少年課	「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会を開催し、少年非行の防止等に係る啓発を行った。	「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動街頭啓発の実施や「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、県民への広報・啓発を行う。
	徳島県警察においては、少年相談、街頭補導活動、広報啓発活動に取り組むほか、学校において非行防止教室等を開催し、非行の未然防止に努めます。 さらに、「非行少年を生まない社会づくり」の一環として、少年サポートセンターが中心となり、少年とその保護者に対する継続的な指導・助言を行うほか、少年警察ボランティアや関係機関と連携し、農業体験、スポーツ活動、社会奉仕体験活動などの居場所づくりを通して、非行少年や修学等に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を推進します。	少年女性安全対策課	少年相談、街頭補導活動、広報啓発活動に取り組むとともに、学校における非行防止教室等を開催し、非行の未然防止に努めた。 また、少年と保護者に対する継続的な指導・助言を行ったほか、農業体験活動、スポーツ活動などの居場所づくりを通して、非行少年等の立ち直り支援を推進した。	引き続き、少年相談、街頭補導活動、広報啓発活動、学校における非行防止教室等の開催により非行の未然防止に努めるとともに、少年とその保護者に対する継続的な指導・助言を行うほか、農業体験、スポーツ活動、社会奉仕体験活動などの居場所づくりを通して、非行少年や修学等に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援を推進する。

#### 2 学校等と連携した修学支援の実施

##### 課題

・社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力を求められることが多い実情にあることに鑑み、非行等により通学や進学を中断した少年に対しては、本人の意向を踏まえ、それぞれの事情について配慮の上、矯正施設や保護観察所、学校などの関係機関が連携して修学を支援する必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P20	子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るとともに、支援者養成講習会を開催し、子ども・若者の支援者の資質向上を図ります。	男女参画・青少年課	子ども・若者支援地域協議会や支援者養成講習会を開催し、関係機関相互の情報共有と子ども・若者の支援者の資質向上を図った。	子ども・若者支援地域協議会を開催し、関係機関相互の情報共有を図るとともに、支援者養成講習会を開催し、子ども・若者の支援者の資質向上を図る。
	徳島学院では、学校や家庭で適応が困難な18歳未満の子どもたちを受け入れ、心身の成長を支援します。（再掲）	子ども家庭支援課	寮生活を通じて、規律正しい生活習慣や社会性を身につけられるよう生活支援を行うとともに、分校等との連携による学習支援及び関係機関と連携した体験交流・作業活動を行った。また、家庭との連携を大切に、退所後もアフターケアを行うことにより、児童の自立を支援した。	引き続き、寮生活を通じて、規律正しい生活習慣や社会性を身につけられるよう生活支援を行うとともに、分校等との連携による学習支援及び関係機関と連携した体験交流・作業活動を行う。また、家庭との連携を大切に、退所後もアフターケアを行うことにより、児童の自立を支援する。
	徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）においては、併設の徳島新卒応援ハローワークやとくしまジョブステーションなど、関係機関との連携のもとで、若年者等の方を対象として職業相談や適性診断、各種セミナー等を実施します。	労働雇用政策課	ジョブカフェとくしまにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携し、若年者等の方を対象として職業相談や適性診断、各種セミナー等を実施した。	引き続き、関係機関と連携し、若年者等の方を対象として職業相談や適性診断、各種セミナー等を実施する。
P21	阿波っ子スクールサポートチーム会議を開催し、児童生徒の問題行動等について学校と関係機関が協議、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげます。	いじめ・不登校対策課	阿波っ子スクールサポートチーム会議を開催（児童生徒の問題行動等について学校と警察、児童相談所等の関係機関が協議し、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげた。令和7年度は8校9回開催）	阿波っ子スクールサポートチーム会議の開催（児童生徒の問題行動等について学校と警察、児童相談所等の関係機関が協議し、情報共有を図り、児童生徒への適切な対応につなげる。）
	家庭の経済状況にかかわらずすべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てるための就学支援金を支給し、低所得世帯に対して、授業料以外の学用品等の教育費を給付します。 なお、私立高等学校等に通う生徒に対しては、世帯の収入に応じて就学支援金に加算して補助します。 さらに、高等学校を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者に対して、支給要件に基づき、授業料の支援を行います。	生涯学習課、子ども未来政策課	徳島県内の高等学校等の生徒に対して世帯年収に応じた就学支援金の支援を実施した。また、県内に住所を有する低所得世帯の高等学校等生徒保護者に対して授業料以外の学用品費等の支援を実施した。加えて、高等学校等を中途退学した後、再び県内の公立高等学校等で学び直す生徒に対して、世帯年収に関わらず、学び直し支援金の支援を実施した。	引き続き、家庭の経済状況にかかわらずすべての意思ある高校生等が自らの希望に応じた教育を受けられるよう支援を実施する。
	県内の対象地域において生活困窮家庭の子ども（中学生）を対象に、オンラインによる学習と居場所づくりの支援を行うバーチャルスクールカフェを実施します。	地域共生推進課	オンラインによる「学びの支援」及び「居場所づくりの支援」を行うことで、進学の推進及び高校中退の防止を図った。困窮世帯の子どもへの孤立を防止し社会に繋ぎ止めることで「貧困の連鎖の防止」に取り組んだ。	引き続き事業を継続しつつ、対面での関係性の構築など、より一人一人の子どもに適した実施に取り組む。
	徳島県警察では、阿波っ子スクールサポートチームの活用や、法務少年支援センター等の関係機関と連携した支援活動を展開するなどして、問題を抱えた少年の立ち直り支援を推進します。	少年女性安全対策課	県教育委員会と少年サポートセンターで組織した阿波っ子スクールサポートチームにおいて、子ども女性相談センターや法務少年支援センター等関係機関と連携し、問題を抱えた少年の支援について検討した。	引き続き、阿波っ子スクールサポートチームの活用や法務少年支援センター等の関係機関と連携した支援活動を展開するなどして、問題を抱えた少年の立ち直り支援を推進する。

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

(1) ストーカー加害者に対する指導等

課題

・ストーカー事案の加害者の中には、被害者への強い執着心等から、検挙等をされることを考慮せずに再度のつきまとい等を続ける者も存在し、再犯防止のためには、加害者の内面に働きかけを行い、被害者に対する執着心を取り除くことが有効と考えられていること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P22	徳島県警察においては、ストーカー事案の加害者に対して精神医学的治療等を促すほか、徳島保護観察所等と連携し、加害予防や再犯防止に努めるとともに、ストーカー行為等に関する調査研究結果を活用し、学校等におけるストーカー事案防止対策講座等を行い、加害・被害の両面での未然防止や拡大防止等の取組を推進します。	少年女性安全対策課	ストーカー事案の加害者に対して、精神医学的治療等を促し、加害者の同意に基づいて地域精神科医療機関に繋げる取組を推進した。 また、ストーカー行為等に関する調査研究の結果をとりまとめた「ストーカー行為に関する官学共同研究報告書」を活用し、大学等において、ストーカー事案防止対策講座を行い、加害予防・被害防止等を図った。	引き続き、ストーカー事案の加害者に対して精神医学的治療等を促すほか、保護観察所等と連携し、加害予防や再犯防止に努めるとともに、ストーカー行為等に関する調査研究結果を活用し、学校等におけるストーカー事案防止対策講座等を行い、加害・被害の両面での未然防止や拡大防止等の取組を推進する。

(2) 暴力団員の社会復帰に向けた指導等

課題

・徳島刑務所や徳島保護観察所が行う指導内容について、徳島県警察や福祉関係機関との間で十分な情報共有を行い、連携強化を図る必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P23	徳島県警察においては、公益財団法人徳島県暴力追放県民センター（以下「暴追センター」という。）と連携し、暴力団からの離脱に向けた支援として、徳島県暴力団離脱・社会復帰支援協議会や社会復帰アドバイザーを通じて、暴力団離脱者に対する就労支援等を実施します。 また、暴力団からの離脱や出所後の社会復帰を望んでいる受刑者に対し、刑務所から要請を受けた警察や暴追センターが刑務所に赴き、暴力団離脱方法、社会復帰対策、就労支援に関する講話や個々面接等を実施します。 暴力団から離脱した者の社会復帰対策を推進するため、警察本部と徳島公共職業安定所、徳島刑務所等の関係機関が連携を図り、暴力団離脱者の就労希望者に対する指導や就労を行います。 暴追センターにおいては、離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金制度を活用し、協賛企業に対する支援を行います。	捜査第二課・暴力追放県民センター	刑務所からの依頼を受け、組織離脱や社会復帰を望んでいる暴力団受刑者に対し、警察・暴追センターの担当者が、受刑者と面接のうえ、離脱指導等を実施する体制を構築している（年度内に1件実施予定）。 そのほか、離脱支援・社会復帰協議会を定期開催のうえ、社会復帰関係機関と連携を図っているところ、令和7年4月、保護観察所主催の会議に出席し、同席していた事業者を勧誘した結果、新たに1社の協賛企業加入業者の獲得に至った。	・刑務所との連携による受刑者に対する離脱指導の実施 ・離脱支援・社会復帰協議会の開催 ・受入れ企業の新規開拓 ・その他、令和6年度、県外暴力団組織からの離脱、離脱後の就労支援（協賛企業への就職）を実施し、社会復帰させた元暴力団組員1名の口座開設が叶わず、現在、雇用環境に、給与現金支給という制限が課せられているため、雇用環境改善や勤労意欲向上を目的として、暴追センターと連携し、口座開設支援を実施のうえ、より良い雇用環境の実現を図りたいと考えている。

(3) 性犯罪をした者に対する指導等

課題

・性犯罪をした者については、単一の機関のみで対応することが困難な場合が多いことから、国や徳島県警察等の関係機関と連携して対応する必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P24	薬物やアルコールなどを用いた性犯罪・性暴力について周知啓発を行うとともに、被害に遭われた方に対しては「性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま』」において関係機関との連携の下、被害者に寄り添った支援を提供するとともに、パネル展の実施等により、全国共通短縮ダイヤル「#8891」や性犯罪・性暴力の防止について周知・啓発に努めます。	男女参画・青少年課・子ども女性相談センター	・性暴力被害相談支援センター「よりそいの樹とくしま（中央・南部・西部）」において、性暴力被害者からの相談を受け、必要な支援を実施するとともに、パネル展の実施等により、全国共通短縮ダイヤル「#8891」や性犯罪・性暴力の防止について周知・啓発を行った。	引き続き、性暴力被害者に対し、関係機関との連携により必要な支援を提供するとともに、性暴力被害者支援に関する広報・啓発に努める。
	徳島県精神保健福祉センターにおいては、行動嗜癖による性犯罪行為に係る相談を受け付けています。	精神保健福祉センター	・専門医による特定相談（依存症相談は月2回、思春期相談は月4回）（予約制） ・電話相談（休日祝日を除く平日午前9時から午後4時）	・専門医による特定相談（依存症相談は月2回、思春期相談は月4回）（予約制） ・電話相談（休日祝日を除く平日午前9時から午後4時）
	徳島県警察においては、子どもへの暴力的性犯罪で服役し出所した者で、警察庁が登録した者に対しては、徳島保護観察所と連携するなど所在確認を実施して、必要に応じて面談を行うなど、組織的かつ継続的に再犯防止に向けた措置を推進します。	少年女性安全対策課	・子供への暴力的性犯罪で服役し出所した者で、警察庁が登録した者の所在確認や面談を行うなど、組織的かつ継続的に再犯防止に向けた措置を講じた。	引き続き、現在の取組を継続するとともに、関係機関等との連携と情報共有を行い、再犯防止に向けた措置を推進する。

(4) DV加害者に対する指導等

課題

・DV加害者については、単一の機関のみで解決策を見いだすことが困難な場合が多いことから、市町村や県警察、民間団体等の関係機関との協働を緊密に進める必要があること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P25	県においては、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、普及啓発等について取り組みます。 また、子ども女性相談センターが配偶者暴力相談支援センターとしても機能し、配偶者等の暴力に悩んでいる方からの相談を受け、助言や必要な情報提供を行います。	男女参画・青少年課・子ども女性相談センター	・DVの被害者も加害者も発生させないという視点から若層を対象に「デートDV防止セミナー」を実施した。 ・DV電話相談の24時間対応など、DV被害者に寄り添った相談支援を実施するとともに、ホームページやSNS等での広報やパネル展等の実施により、相談窓口や全国共通短縮ダイヤル「#8008」の周知・啓発を行った。	引き続き、若者の意識啓発を図るとともに、DVに関する広報・啓発や子ども女性相談センターにおける相談支援を実施する。
	徳島県警察においては、加害者への指導警告その他事案に応じた適切な措置を講じ、更なる加害行為の防止に取り組むとともに、保護対策関係機関と連携して、加害予防のための取組を推進します。	少年女性安全対策課	加害者への指導警告や検挙措置を図るなど、事案の危険性や切迫性等に応じた適切な措置を講じるとともに、保護対策関係機関と連携して、加害予防・再犯防止に取り組んだ。	引き続き、被害者等の安全確保を最優先とした加害者対応を徹底するとともに、保護対策関係機関と連携した加害予防対策等を推進する。

第5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動の推進

課題

- ・保護司及び篤志面接委員、教諭師、ボランティア団体等の担い手確保が年々困難となり、高齢化が進んでいること。
- ・徳島県更生保護女性連盟及び徳島県下のBBS会の会員数について、新規会員の確保及び新型コロナウイルス感染症等の影響で減少した会員数の回復を図ること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P28	県においては、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力や、保護司をはじめとする民間協力者の活動について周知を図り、徳島県保護司会連合会が開催する保護司セミナーに職員の参加を呼びかけるとともに保護司候補者検討協議会の開催への協力を市町村に働きかけるなど、保護司候補者の開拓に協力します。 また、保護司の面接場所として、保護司の自宅近くのコミュニティセンター・公民館等の公共施設が利用できるよう、徳島保護観察所と連携して、各市町村へ協力要請を行います。	消費者政策課	国の「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立・公布を踏まえた保護司の活動に対する一層の理解・協力」に関する通知を前市町村に送付し、市町村における保護司活動に対する支援への更なる協力依頼を行った。	引き続き、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力や、保護司をはじめとする民間協力者の活動について周知を図り、徳島県保護司会連合会が開催する保護司セミナーに職員の参加を呼びかけるとともに保護司候補者検討協議会の開催への協力を市町村に働きかけるなど、保護司候補者の開拓に協力を行う。また、保護司の面接場所として、保護司の自宅近くのコミュニティセンター・公民館等の公共施設が利用できるよう、徳島保護観察所と連携して、各市町村へ協力要請を行う。
	更生保護法人への助成支援に取り組むとともに、徳島保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈することにより、更生保護事業関係者一同の意識の高揚を図ります。	地域共生推進課	更生保護法人への助成支援に取り組むとともに、徳島保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈することにより、更生保護事業関係者一同の意識の高揚を図った。	更生保護法人への助成支援に取り組むとともに、徳島保護観察所及び更生保護団体等が開催している徳島県更生保護事業関係者顕彰式典において、永年勤続保護司へ知事感謝状を贈呈することにより、更生保護事業関係者一同の意識の高揚を図る。

2 広報・啓発活動の推進

課題

- ・犯罪をした者等が社会の中で孤立することを防ぎ、再び地域の一員として受け入れられるためには、仕事、住居、福祉など地域に根ざした“息の長い”支援が必要であり、更生保護など再犯防止施策の重要性について、民間協力者や県民への周知に努め、理解を図ること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P30	「社会を明るくする運動」に対する協力や、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、少年非行の防止等に係る啓発活動を行います。	男女参画・青少年課	「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会を開催し、少年非行の防止等に係る啓発を行った。	社会を明るくする運動及び「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動街頭啓発の実施や「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動推進大会の開催を通じて、県民への広報・啓発を行う。
	「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、犯罪や非行を犯した人への偏見や差別の解消をめざし、教育・啓発の推進に努めます。 加えて、「徳島県人権教育推進方針」に基づき、社会教育や学校教育において教育啓発を推進します。 また、刑を終えて出所した人をめぐる人権問題の実態、学習の進め方や学習資料等、具体的実践につながる内容が掲載されている「人権教育指導書用手引書」の活用の促進を図るとともに、ホームページに実践例（学習指導案）を掲載し、人権教育を推進します。	人権教育課	刑を終えて出所した人をめぐる人権問題の実態、学習の進め方や学習資料等、具体的実践につながる内容が掲載されている「人権教育指導書用手引書」の活用の促進を図るとともに、「徳島県人権教育指導員制度」による講師を派遣し、人権教育を推進した。	刑を終えて出所した人をめぐる人権問題についての学習を一層推進するため、「徳島県人権教育指導員制度」による講師派遣や「人権教育指導書用手引書」の活用促進を図るとともに、ホームページへの実践例（学習指導案）の掲載を行う。
	「再犯防止啓発月間」期間中、ポスターの掲示、ホームページの掲載など、国や市町村と連携し啓発を行います。	消費者政策課	「再犯防止啓発月間」期間中、ポスターの掲示等により、市町村と連携し啓発を行った。また、四国矯正管区と連携し、県庁1階「すだちくんテラス」で啓発動画の放映を行った。	引き続き、国・市町村・関係機関等と連携し、再犯防止の広報・啓発に努める。
	人権啓発イベント「とくしま共に生きるフェスタ」の関連行事として、各市町村の公的施設でパンフレット等を活用した啓発を実施します。	多文化共生・人権課	人権啓発イベント「とくしま共に生きるフェスタ2025」の関連行事として、各市町村の公的施設等でパンフレット等を活用した啓発を実施した。	人権啓発イベント「とくしま共に生きるフェスタ2026」の関連行事として、各市町村の公的施設等で同様の啓発活動を実施する。

第6 地域による包摂を推進するための取組

1 地域による包摂の推進

課題

- ・「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村の取組が求められるが、再犯の防止等に関する市町村の理解や施策の実施状況には地域差が認められること、市町村によっては再犯の防止等に関する知見や情報等が十分でない場合があること。
- ・犯罪をした者等の支援活動に携わる関係機関や団体が一堂に会し、情報交換や連携機能強化を図る場や、お互いの顔が見える環境づくりがより重要となること。

計画頁	解決に向けた取組	課名	令和7年度の取組	令和8年度の取組（予定）
P34	県においては、徳島県薬物乱用対策推進本部会議を開催し、関係各機関とともに、事業推進方針の策定、情報交換を行います。 さらに、関係機関と連携した薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止指導員による地域に密着した啓発活動の実施、啓発キャラクターを活用した啓発活動の展開などに取り組みます。	薬務課	・（再掲）徳島県薬物乱用対策推進本部会議（令和7年7月18日）において、関係機関の活動状況や事業推進方針等について情報共有を図り、連携を推進した。 ・啓発キャラクターを活用した動画教材等も用いて薬物乱用防止教室や各種啓発活動を展開している。	・（再掲）徳島県薬物乱用対策推進本部会議において、関係機関の活動状況や事業推進方針等について情報共有を図り、連携を推進する。 ・啓発キャラクターを活用した動画教材等も用いて薬物乱用防止教室や各種啓発活動を展開する。
	「徳島県再犯防止総合相談窓口」を設置し、地域生活で困ったり、犯罪行為をしてしまう本人や家族又は支援関係者等を対象に、相談受付や各関係支援機関への連絡調整・紹介を実施します。（再掲）	消費者政策課	徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施している。（R7年12月現在 支援実施件数34件）	引き続き、徳島県社会福祉事業団への委託により相談窓口を設置し、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人、刑事司法手続きが終了し社会復帰した者等のほか、その親族及び支援者を対象とし、相談支援業務を実施予定。
	あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図ります。	消費者政策課	あわサポートネットに積極的に参画し、東部・南部・西部の全ての地区において、第二次再犯防止計画の概要について説明を行い、周知を図った。	あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図る。
		地域共生推進課	あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図った。	引き続き、あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図る。
		住宅課	あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図った。	あわサポートネットに積極的に参画し、関係機関や民間協力団体と支援情報等の共有を図る。
	関係市町村に対して、あわサポートネットの開催を案内するとともに、積極的な参加を要請します。	消費者政策課	全ての市町村に対して、あわサポートネットの開催を案内するとともに、積極的な参加を要請した。（17市町村参加）	引き続き、全ての市町村に対して、あわサポートネットの開催を案内するとともに、積極的な参加を要請する。
	四国矯正管区が主催する「再犯防止×地方創生」ワークショップ型研修等に参加し、地方自治体と矯正施設の創意工夫による地方創生策や再犯防止活動の促進を図ります。	消費者政策課	法務省が主催する、全国協議会や四国ブロック協議会にオンラインにより参加し、各地域での取組や講演を視聴し、再犯防止推進事業への理解促進につながった。	引き続き、国や地方の研修・会議等に積極的に参加し、地方自治体と矯正施設の創意工夫による地方創生策や再犯防止活動の促進を図る。
	市町村における地方再犯防止推進計画の策定に向けて、全国の策定状況等について、研修会等を通じて情報提供を行うとともに国とも連携して、市町村における計画の策定を促進します。	消費者政策課	全国の策定状況等について研修会等を通じて情報提供及びを行うとともに、国とも連携して、市町村における計画の策定を促進した。（R7年4月現在 22市町村で策定済）	引き続き、全ての市町村における地方再犯防止推進計画の策定に向けて、全国の策定状況等について、研修会等を通じて情報提供を行うとともに国とも連携して、計画の策定を促進する。
市町村における再犯防止に関する意識の醸成や理解促進のための研修会や市町村間での施策の調整や情報共有を行うための会議等を開催し、市町村と連携した施策の推進に取り組みます。	消費者政策課	あわサポートネットの開催に合わせ、東部・南部・西部の各ブロックで研修会を実施し、グループワーク等を通じて、市町村における再犯防止に関する意識の醸成や理解促進を図った。	引き続き、市町村における再犯防止に関する意識の醸成や理解促進のための研修会や市町村間での施策の調整や情報共有を行うための会議等を開催し、市町村と連携した施策の推進に取り組む。	
P35	各保護司会が設置する更生保護サポートセンターの設置場所の確保など市町村における保護司活動に対する支援の充実の働きかけを実施します。	消費者政策課	国の「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律の成立・公布を踏まえた保護司の活動に対する一層の理解・協力」に関する通知を前市町村に送付し、市町村における保護司活動に対する支援の充実の働きかけを実施した。	引き続き、各保護司会が設置する更生保護サポートセンターの設置場所の確保など市町村における保護司活動に対する支援の充実の働きかけを実施する。